

平成27年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

1. 日 時 平成27年7月24日（金） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 横溝委員長、宗藤委員、菊池委員
湯浅管財契約課長、豊田副主幹、會
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議題
 - （1）平成26年度下半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成26年度下半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成26年度下半期分の随意契約の審査
 - （4）その他

開会

委員長挨拶

前回会議における意見の検討結果

《委員長》

それでは議事に入る前に前回会議で意見のございました、測量コンサルタント案件の最低制限価格の設定について、それからプロポーザル関係についての検討結果について事務局の方から説明いただけますでしょうか。

《事務局》

それでは、前回会議で「測量等・コンサルタント案件の最低制限価格の設定について」と「プロポーザル関係」について意見をいただきました、その後の検討経過についてご報告させていただきます。

始めに、「測量等・コンサルタント案件の最低制限価格の設定」につきましては、前回会議のご意見を受け、県内自治体の状況を確認したところ、確認できた43団体中、最低制限価格を設けている自治体が8団体、設けていない自治体が35団体でした。

市では現在、測量等・コンサルタントの業務委託については、同種業務の実績や会社の規模を見極めて指名競争入札を実施しており、市の基準により最低制限価格の設定は、指名競争入札である測量等・コンサルタント業務委託については設定を行っていないところです。

このことから、最低制限価格の設定については、他の委託業務と同様に一般競争入札とすることになりますが、測量等コンサルタントについては、建設工事業業者の経営事項審査のような客観的指標がなく、不良不適格事業者の排除が容易ではないため、品質の確保について懸念されるところです。

しかしながら、県内自治体では測量等・コンサルタント業務委託について一般競争入札としている団体もあることから、引き続き実施自治体の状況の確認を行っていきたいと考えています。

なお、白井市での平成26年度下半期の測量等・コンサルタント業務委託については、8件中、落札率90%以上が4件、80%以上が3件であり、今回重点審議事案として抽出されている案件のみ53.8%となっていますが、各業務とも担当課に確認をしたところ特に問題がなく、完了検査においても適切に履行していることを確認しています。

続いて、「プロポーザルの基本ルールの制定」についての進捗状況につい

て報告させていただきます。プロポーザルについては、各種計画の策定などその業務の内容から、価格のみではなく、実績・専門性・技術力・企画力などを総合的に評価して契約相手方を選定するプロポーザル方式の契約が増えてきている中、市の統一的・基本的な要綱等が整備されていなく状況であり、平成26年度中を目途に基本ルールを策定することで、前回会議にて報告させていただきました。経過報告となりますが、現在、基本ルールの（案）が作成でき、市の入札契約制度委員会に諮る段階となっています。平成26年度中の策定には至りませんでした。策定次第、ご報告させていただきたいと思っております。

《委員長》

ありがとうございました。前回会議で意見の出た2件について説明がありましたが、委員の皆様、ご質問等ございましたらご発言いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

《委員》

はい。

《委員長》

それでは議事に移らせていただきます。議事に入る前にお願いでございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後にお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔にお願いします。それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 平成26年度下半期一般競争入札契約の審査について、事務局の方から説明をお願いいたします。

議題1 平成26年度下半期一般競争入札契約の審査について

《事務局》

それでは、平成26年度上半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。今回は抽出にあたり、抽出した理由を添えていただきありがとうございました。その際いただきましたご質問に対する回答も併せてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加

資料の1ページから12ページとなります。資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo.1 橋梁補修工事(H26)についてご説明いたします。本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は、「橋梁長寿命化計画に基づき、破損の著しい箇所について、長寿命化を目的として補修するもの」です。

橋梁長寿命化計画は平成23年度に策定し、平成25年度に補修設計を行い、平成26年度から34年度までの9ヵ年で市内41箇所の橋梁の補修を順次行うもので、本案件は、最初の補修工事となっています。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付要件はA・B・Cランク。地域要件は、千葉県内に本店(社)を有する者。受注実績は、「過去10カ年度(平成16年度から平成25年度まで)に国又は地方公共団体等が発注した橋梁耐震補強工事、又は橋梁の補修工事の受注実績があるもの。なお、補修工事については伸縮装置の取替工を含むものに限るものとする。また、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限るもの」としています。技術者の専任配置は、全ての工事案件で設定しているものです。

入札参加資格要件に該当する231者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが1者で、入札参加者数も1者でした。

2ページをご覧ください。

金額につきましては、税抜きで予定価格2,859万円に対し、落札価格2,850万円で、落札率が99.7%、契約の相手方は村越建設株式会社です。ご質問がありましたように、本案件は予定価格2,859万円に対し、2回の入札を行いました。予定価格の範囲以内の入札がなかったことから、見積りを徴した結果、予定価格の範囲以内の金額が提示されたことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により不落随契となりました。なお、金額の推移は、1回目の入札金額が3,000万円、2回目2,900万円、見積額が2,850万円でした。

続きまして3ページをご覧ください。No.2 水路改修工事(H26-2)についてご説明いたします。本工事の業種は土木一式工事で、執行理由は「水路流域の冠水対策及び道路排水の流末確保のため、水路改修を実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付要件A・B・C・Dランク。地域要

件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業（出張）所を有する者。受注実績は、「過去10ヵ年度（平成16年度から25年度）に国又は地方公共団体等が発注した契約金額が500万円以上の水路改修工事又は道路改良工事を元請けとして施工した実績のある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限るもの」としています。「法人税に未納がない者」という要件は、地域要件を市内・準市内で設定した場合は、全て要件として設定しているものです。

入札参加資格要件に該当する者25者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが1者で、入札参加者数も1者でした。

4ページをご覧ください。金額につきましては、2回の入札を行いました。2回目の入札金額が予定価格を大きく上回っていたことから見積聴取に至らず不調となりました。

この案件については3点のご質問をいただいております。1点目の「不落随契としなかった理由」につきましては、2回目の入札金額が予定価格1,619万円に対し、入札額が2,000万円と、予定価格を大きく上回っていたことから、随意契約見積徴取に至らず入札不調となりました。なお、本工事は、水田横の水路改修であり、休耕の期間に工事を行う必要があったため、一般競争入札では年度内の完了が困難なことから、設計内容を見直し指名競争入札（No.6）を実施し、契約をしております。詳細については指名競争入札案件の審査でご説明いたします。

・・・（白井市情報公開条例第9条により非公開）・・・

5ページをご覧ください。3点目の「最低制限価格の算出方法の事前公表について」のご質問につきましては、最低制限価格の算出方法の事前公表については現在のところ考えていませんが、最低制限価格については、他自治体と比較し低いことから、現在、白井市入札契約制度検討委員会において検討しているところです。

次に7ページをご覧ください。

No.4 南山小・中学校校舎改修工事についてご説明いたします。本案件は、設計金額1億5千万円以上の工事であるため、事前審査型の一般競争入札となります。業種は「建築一式工事」で、執行理由は、「昭和56年以前に建設された校舎について耐震診断を行った結果、耐震補強が必要であると診断されたため、補強工事を行うとともに、施設の老朽化も進んでいることから改修が必要とされる部分についても併せて工事を行うもの」です。市内に小中学校が14校あり、うち昭和56年以前に建設された学校は9校となります。その9校について耐震診断を行い、順次改修工事を行い、本工事の2校

が最後の改修工事となっています。

参加資格要件につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者で、経営事項審査の総合評価値（P点）が1,500点以上である者。地域要件の設定はありません。受注実績は、「過去5カ年度（平成21年度から25年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した延床面積6,000㎡以上の改修工事を元請けとして施工した実績がある者。ただし、共同企業体の施工実績については、出資比率が30%以上の場合」としています。

入札参加資格要件に該当する者35者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが2者、入札参加者数も2者でした。

8ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格20億8,298万円に対し、落札価格19億3,800万円で、落札率が93.0%、契約の相手方は北野建設株式会社千葉営業所です。

本案件につきましては、4点のご質問をいただいております。1点目「工事の内容について」は、耐震補強工事に加え、配膳室のダムウェーター改修、トイレ全面改修工事、エレベーターの増築工事、老朽化部分の改修工事等となっています。

2点目「事前審査型について」は、入札参加申請があった者について入札参加の資格要件等の全てを満たしている否かを事前に審査し、要件を満たしている者のみが入札に参加します。これに対し事後審査型は、入札後に、落札候補者となった者のみの資格要件を審査するものです。

3点目「他の業者が参加しなかった理由」ですが、本事業は工事の大部分が夏休みに集中し行う大規模なものであり、また、昨今の建築資材の高騰、技術者の不足等が影響し参加者数が少なかったものと推測されます。

9ページをご覧ください。4点目の「本工事は最低制限価格制度の適用対象となっているか。また、事前審査型の一般競争入札の実施要領に最低制限に関する記述がない。」ということにつきましては、本工事は、市の規定では総合評価方式（試行）の対象（設計金額7,000万円以上）となりますが、小中学校の改修であり工期が短く、また、国庫補助金の関係から事前審査型一般競争入札としたことから、最低制限価格を設定したものです。事前審査型一般競争入札の実施要領における最低制限価格の記述については、ご指摘をいただいた部分を修正し対応したところです。

11ページをご覧ください。続きましてNo.34千葉県議会議員選挙、白井市長選挙及び白井市議会議員選挙に係るポスター掲示場設置撤去委託についてご説明いたします。本案件の業種は「業務委託」で、執行理由は、「平

成 27 年 4 月 12 日執行予定の千葉県議会議員選挙、同年 4 月 26 日執行予定の白井市長選挙及び白井市議会議員選挙について市民に広く周知するため行うもの」で、市内 85 箇所にポスター掲示場の設置を行いました。

資格要件は、白井市入札参加適格者名簿の大分類「広告・催事」、中分類「選挙関連業務」に登録がある者で、地域要件の設定はありません。受注実績は、「過去 5 カ年度（平成 21 年度から 25 年度まで）に地方公共団体が発注した選挙に係るポスター掲示場の設置撤去業務を元請けとして受注した実績がある者」としています。

入札参加資格要件に該当する者 62 者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが 1 者で、入札参加者数も 1 者でした。

12 ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格 516 万 8,000 円に対し、落札価格 374 万円で、落札率が 72.4%、契約の相手方は株式会社コーエーです。

本案件につきましては、1 点のご質問をいただいております。「参加者が 1 者だった理由」につきまして、本業務については、入札参加適格者名簿での資格要件を満たす業者が 62 者となっておりましたが、ポスター掲示場設置の受注実績がある者が少なく、また、統一地方選挙のため各自治体からの需要もあったことから、参加者が 1 者になったものと推測されます。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ありがとうございました。一般競争入札の説明をしていただきましたが、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。発言をいただく際には、審議事案説明書の事業名を指定してご質問等いただけますでしょうか。

《委員》

No.2 の水路改修工事（H26-2）に関しまして、事前に質問させていただき、回答を記載していただきましたので、よく理解できました。そのうえで確認の意味での質問なのですが、3 つ質問させていただいたうちの 1 つ目と 2 つ目はよくわかりました。3 つ目の質問について、最低制限価格の算出方法の事前公表については考えていないという回答でしたが、業者の立場からすると競争の激しい入札において、最低制限価格にできるだけ近い金額で入札を行いたい場合に算出方法が公表されていないと最低制限価格が算出できないということになると思いますが、説明いただけますか。

《事務局》

算出方法の見直しと併せて公表についても検討していきたいと考えておりますが、現時点での公表は考えておりません。

《委員》

最低制限価格そのものではなく、算出方法の公表は考えていないということとで間違いないでしょうか。

《事務局》

はい。

《委員》

そうするとやはり業者側は最低制限価格を試算する際のベースが無いということになるのではないのでしょうか。最低制限価格の算出方法を公表している市町村がほとんどだと思いますが。

《事務局》

先ほど申し上げましたとおり、最低制限価格の算出方法そのもの見直しを行っており、その調査をする中で、算出方法を公表している市町村と公表していない市町村の2通りございました。

・・・(白井市情報公開条例第9条により非公開)・・・

しかしながら、当時、入札を行ってもくじ引きになってしまう問題、例えば簡易な工事ですと、設計の際に積み上げる内容が2種しかないもの等もありますので、そういった場合に自ずと最低制限価格がすぐに算出できてしまい応札者全員が最低制限価格を入札し、くじ引きになってしまうということが多発しておりまして、当時は算定方法を公表しないということになり現在に至るのですが、ここ数年、当委員会から最低制限価格の算出方法についてご意見をいただいておりますので、現在は算出方法を公表しておりませんが、算出方法を公表できるかも含めて検討しているところでございます。

《委員長》

よろしいでしょうか。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、続きまして議題2の平成26年度下半期分の指名競争入札契約について説明をお願いします。

議題2 平成26年度下半期分の指名競争入札契約の審査について

《事務局》

続きまして議題2平成26年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。資料は13ページから16ページになります。13ページをご覧ください。

No.6水路改修工事についてご説明いたします。本工事は、一般競争入札No.2が入札不調となったため、積算内容を見直し指名競争入札に切り替え、再度入札を行ったものです。主な見直し内容は、設計金額の積算にあたっては、千葉県積算基準を用いていますが、基準(世代)の変更があったことから、単価や分掛かりの見直しを行いました。

業者選定については、格付要件がB、C、Dランク。指名業者数は10者。指名理由については、白井市入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」のうち、本工事と同規模工事の実績のある市内及び準市内業者を推薦の基本としております。

指名業者10者のうち入札参加者数が9者、辞退者が1者です。辞退理由は、「現場管理の調整がつかないため」でした。

14ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格1,802万円に対し、落札価格1,750万円で、落札率が97.1%、契約の相手方は有限会社金井土木です。

本案件については2点のご質問をいただきました。1点目「指名競争入札とした理由について」ですが、先ほどご説明しましたとおり、本工事は、一般競争入札（No.2）で入札不調となったため、設計内容を見直し、指名競争入札により再度入札を行ったものです。

2点目の「指名競争入札における業者数について」は、市の基準である「競

争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準」により、「やむを得ない事情により一般競争入札を指名競争とする場合は、白井市建設工事等入札契約審査会で個々に設定する」こととしています。取扱基準では500万円以上1,000万円未満の工事については指名業者数を7者としていることから、審査会で審査した結果、本案件は1,000万円以上であることから10者を指名したものです。なお、指名競争入札No.5「公共下水道管渠修繕工事（H26-1）」については、指名業者数が12者となっていますが、これは一般競争入札で参加者がいないことにより中止となった経緯があったことから、業種登録があり、受注実績のある者を指名した結果、12者となったものです。

15ページをご覧ください。続きまして、No.27庁舎敷地地質調査業務委託についてご説明いたします。本委託の業種は「地質調査」、執行理由は「庁舎整備に伴い新築となる庁舎の地盤構成を調査し、土の物理的・力学的性状を明らかにして建築物の基礎設計、施工に必要な資料を得ると共に、動的解析を想定した調査を併せて行うもの」です。具体的には、庁舎を建設する箇所の土の資質の性状を調べることによって、建物の基礎構造、杭の選定などの基礎資料とするものです。

指名理由は、白井市入札参加適格者名簿の大分類「地質調査」のうち、県内に本店（本社）または支店（営業所等）のある者で、過去5カ年度（平成21年度～25年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した地質調査業務を元請けで完了した実績を有する者。また、本業務は、一般的な地質調査に加え物理検層等を行うことから、その実績についても考慮のうえ推薦したものです。

指名業者は10者で、入札参加者数も10者で辞退はありませんでした。

16ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格998万円に対し、落札価格537万円で、落札率が53.8%、契約の相手方は株式会社日本地下探査です。本案件についてのご質問の「落札率が低い理由」ですが、先ほどもご説明のとおり、指名競争入札は最低制限価格を設けていないことから、落札率が低い結果となりましたが、業務内容に問題がなく、適正に履行されていることを検査により確認しています。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ありがとうございました。指名競争入札案件について説明していただきましたが、ご意見・ご質問はございますか。

《委員》

入札に直接関係ありませんが、地質調査そのものは終了しているのですか。

《事務局》

はい。終わっております。

《委員》

地質には問題無かったのですか。調査の結果、庁舎を建てるにあたって指摘事項等があったのでしょうか。

《事務局》

この会議室のある庁舎を4階建てに減築しまして、不足部分をこの庁舎と保健福祉センターの間に新築するという計画を進めているところですが、支持層と呼ばれる杭を打つ深さを調査した結果、想定よりも少し深いところに支持層があるということが判明しましたが、軟弱地盤等の指摘はありませんでした。

《委員》

わかりました。

《委員長》

指名競争入札案件について他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、続きまして議題3の平成26年度下半期分の随意契約について説明をお願いします。

議題3 平成26年度下半期分の随意契約の審査について

《事務局》

議題3 平成26年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたしま

す。

始めに資料の差し替えと訂正をお願いします。資料の差し替えにつきましては、17、18ページの1枚分です。続いて、訂正をお願いします。19ページをご覧ください。3、随意契約理由の欄の地方自治法施行令の条を第167条第1項第2号と記載しておりますが、正しくは第167条の2第1項第2号ですので訂正をお願いします。この訂正は、21、23、25ページの同じ箇所に記載誤りをしておりますので訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、17ページをご覧ください。No.49「平成27・28・29年度白井市集団健(検)診業務委託」についてご説明いたします。執行理由は、健康増進法等の各種法令に基づいた健康診査及び各種がん検診並びに結核検診を実施することにより、生活習慣病の予防及び個別疾患の早期発見・早期治療により、市民の健康の保持・増進を図るものです。

随意契約及び業者選定理由は、これまで「住民健診、国保特定健診、後期高齢者健診」と「肺がん・結核検診、がん検診」をそれぞれ一者随契により別の業者に委託していましたが、市民サービスの向上と経費削減の観点から一括で委託することとし、白井市入札参加適格者名簿の大分類「医療・医事・給食」、中分類「集団検診」に登録のある17者のうち、過去に住民健診業務の実績がある4者に対し確認したところ、公益財団法人ちば県民保健予防財団、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター白井診療所から実施可能との回答を得たため、2者による見積合せとしたものです。契約方法については、業者数が少ないことから、その性質が競争入札に敵さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

18ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格2億5,584万5,000円に対し、契約金額2億3,219万550円で、契約の相手方は公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター白井診療所、落札率は90.7%です。単価契約であることから、契約金額は予定総額となります。なお、本契約は3カ年の委託契約で債務負担行為を設定しています。

本案件に対するご質問を2点いただいております。1点目「随意契約とした理由」につきましては、先ほどもご説明しましたが、本業務は、平成26年度までは一者随契としていましたが、価格の競争性を確保するため、本業務の受託可能な県内2者による見積合せとしました。なお、競争入札については、市の基準である「競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準」により、指名業者数が3者以下の場合は入札とせず、見積合せによる随意契約を

することとしています。

2点目の「指名競争入札No.46「児童・生徒及び教職員健康診断業務委託」と契約先が同じであるが関連があるのか」というご質問ですが、これにつきましては、入札の結果であり、特に関連はありません。

19ページをご覧ください。No.50「【長期】保健福祉センターネットワーク機器賃貸借」についてご説明いたします。執行理由は、保健福祉総合システムの賃貸借が平成26年11月30日で満了となり、プロポーザルにより株式会社ディー・エス・ケイが開発するシステムに更新することが決定しました。更新にあたり、株式会社ディー・エス・ケイが管理する基幹系回線でシステムを使用できるようにするため、ネットワーク機器及び設定変更が必要となることから更新を行うものです。

契約方法については、現在、白井市の基幹系回線及びネットワーク接続機器については、株式会社ディー・エス・ケイが管理を行っており、同一業者で管理することにより、障害時の対応が迅速になることや責任の範囲が明らかになることから、適切な運用管理が可能となるため、株式会社ディー・エス・ケイを選定するものとし、その性質又は目的が競争入札に敵さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

20ページをご覧ください。金額につきましては、税抜き設計金額151万5,100円に対し、契約金額151万円で、率が99.7%です。

株式会社ディー・エス・ケイとの契約が多い理由についてご質問をいただきました。株式会社ディー・エス・ケイとの契約については、21ページのNo.51「期日前・不在者投票システムに係るサーバーの購入」25ページのNo.53「平成26年社会保障・税番号制度システム整備業務委託」も契約の相手方が株式会社ディー・エス・ケイとなっておりますので、参考までに資料を添付させていただいておりますが、株式会社ディー・エス・ケイは、市の基幹系システム・情報系システム及びそれに付随する回線とネットワーク接続機器を委託等で管理している会社です。共同センター方式で運営されており、出資市町は柏市、鎌ヶ谷市、流山市、成田市、富津市、印西市、四街道市、栄町及び白井市の9市町となっています。当市で契約している主なシステム内容は、住民記録システム、住民税・固定資産税台帳システム、国民健康保険システム、庁内情報システムなどがあります。このことから、株式会社ディー・エス・ケイとの契約が多い状況になっています。

21から22ページには、ディー・エス・ケイとの随意契約のため説明を省かせていただきます。

23ページをご覧ください。No.52「図書館電算システムデータ抽出委託」についてご説明いたします。執行理由は、図書館電算システムの更新に伴い、次期システムへ書誌データ等に移行する必要があるため、抽出作業を行うものであり、現行システムからのデータ抽出作業は、現行システム業者のみが行うことができるため、現行システム業者である京セラ丸善システムインテグレーション株式会社を選定しており、その性質又は目的が競争入札に敵さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。金額につきましては、税抜き設計金額520万円に対し、契約金額420万円です。

24ページをご覧ください。2点ご質問をいただきました。1点目「業務内容について」は、図書館電算システムの更新にあたり、現行システムの書誌データ等を次期システムに移行するため抽出を行うものです。2点目の「随意契約の理由」は、現行システムのデータ抽出作業は、現行システム業者のみ行うことができるため、1者による随意契約としました。

25から26ページにつきましても、ディー・エス・ケイとの契約のため、説明を省かせていただきます。

最後になりますが、委員からご質問がありました件について、口答で回答させていただきます。抽出案件のために事前配布した資料の9ページになりますが、No.54「千葉県標準学力検査用紙購入」の契約先が「財団法人 千葉県教育会館文化事業部」となっていますが、「一般財団法人千葉県教育会館維持財団」のことでしょうか？というご質問がありました。担当課に確認したところ、ご質問のとおり、「一般財団法人千葉県教育会館維持財団」であり誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ありがとうございました。ご意見・ご質問はございますか。

《委員》

随意契約No.49につきまして、2点質問させていただいておりますが、関連しまして、この案件は3カ年の債務負担行為であり、単価契約のため予定総額として記載されておりますが、こういった場合の受診者の人数というのは、どのように設定されるのでしょうか。対象者全てなのか、それとも過去の実績からおよその人数を設定されるのですか。

もう1点は、平成26年度までは2つの業務に分けて、それぞれ別の業者に委託していたとのことですが、平成26年度も公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターに委託されていたのですか。

《事務局》

設計する人数につきましては、過去の実績から予定人数として計上しております。対象者全員ではございません。

2点目の平成26年度の契約相手方につきましては、2つに分かれている業務のうち、住民健診、国保特定健診、後期高齢者健診につきましては、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターに委託しております。もう一方の肺がん・結核検診につきましては、パブリックヘルスリサーチセンター以外の業者に委託しておりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

パブリックヘルスリサーチセンターとちば県民保健予防財団とで見積合わせを行ったとのことですが、パブリックヘルスリサーチセンターに決定した経過を説明いただけますか。

《事務局》

担当課において、2者に見積依頼し提出された金額を比較し金額の低かった者を相手方に決定しました。

《委員》

わかりました。

《委員》

基幹系システムに関係しているため、ディー・エス・ケイとの随意契約が多くなってしまうのですが、そのために金額が高くなり過ぎてしまうというのは大丈夫なのですか。設計金額の算出を行い、その範囲内なので大丈夫だとは思いますが。

《事務局》

はい。参考までに申し上げますと、いわゆるシステムと呼ばれる部分とサーバーと呼ばれる一番重要な部分については、ディー・エス・ケイとの随意契約としておりますが、職員が使用しているパソコンそのものについては、入札を行い、競争性を持たせております。

《委員長》

全体を通してでもかまいませんので、他にございますか。

《委員・委員》

ありません。

《委員長》

それでは、本委員会で不適切あるいは改善すべきと判断された点があれば、市長に意見を述べるができることとなっておりますが、そういった点はございますか。

《委員》

ありません。

《事務局》

ありがとうございます。

《委員長》

続きまして議題4のその他につきまして、事務局から説明をお願いします。

議題4 その他

《事務局》

それでは、お手元の資料をご覧ください。公共工事の前金払いに関する取扱い要領を変更いたしましたので報告いたします。平成27年2月6日付け総務省及び国交省の連名による「公共工事の円滑な施工確保について」が通知され、前金制度のさらなる活用や支出限度額を見直すことにより、建設業者の資金調達を円滑にし、下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進することが要請されました。

これを受け、平成27年4月1日付で「白井市公共工事の前金払いに関

する取扱要領」を下記のとおり変更しましたので報告します。

前金制度を見直すことにより、建設業者の資金調達を円滑にし、下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進することができ、また、入札参加業者数の増加が期待できるため、前金払の支払限度額を撤廃することとしました。

ただし、大規模な工事等により前金払の額が多額となり、市の財政運営に支障を来たす場合は、別に限度額を定めるものとします。

工事について、これまでは1件500万円以上のものを対象に前払い率が4割以内、限度額を1億円としておりましたが、見直しの結果、限度額を無しとしました。

同じく、設計・調査、測量等についても1件500万円以上のものを対象に前払い率が3割以内、限度額を1,000万円としておりましたが、見直しの結果、限度額を無しとしました。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、市の財政運営に支障をきたす場合は別に限度額を定めるものとしています。

参考としまして、他の自治体の状況を記載しております。県内54市町村のうち、41市町村は限度額を撤廃しております。前払い率については、東金市及び四街道市が3割と4割を併用しておりますが、その他の市町村は、4割となっております。

以上で公共工事の前金払いに関する取扱い要領変更の報告とさせていただきます。

続きまして、次回の会議についてですが、平成28年の1月に開催させていただきたいと思っております。また事前に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明について、何かございますか。

《委員》

これまで前払いの制度については、どれ位の頻度で使われていたのですか。前払いの現状についてご説明願います。

《事務局》

前払いについては、契約金額が大きくなった工事についてほとんどの業者が請求してくるものになります。大きい工事になった場合、工期も長くなるものですので、その間の資材調達や従業員の賃金支払いについて、工事完成後の支払いのみに頼るとどうしても会社側の持ち出しになってしまいます。その結果、入札に手が上がらないということもありえますので、ほとんどの業者が請求してくるものになります。

白井市につきましては、今のところ問題となった案件はありませんが、近年、大きい金額の工事が増えておりますので、ここで制度を見直したところ
です。

《委員》

わかりました。

《委員》

今回、総務省と国交省から通知が来たわけですが、全国的に問題となった
背景などはあるのですか。

《事務局》

昨今の建設資材の高騰や技術者の確保が難しくなってきたというところ
もありますが、国が中長期的に建設業の将来を考えた時に、きちんと下請業者
に賃金が行き渡るようにするなどの政策の一環として考えられます。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、本日の審議事項が全て終了しましたので、平成27年度第1回
入札等監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。
た。

《委員・事務局》

ありがとうございました。

午後2時50分終了